

# 高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究 公募要領 (「高校生のための学びの基礎診断」等を活用した PDCA サイクルの確立)

令和3年8月23日  
初等中等教育局長決定

## 1. 事業名

高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究（「高校生のための学びの基礎診断」等を活用した PDCA サイクルの確立）

## 2. 事業の趣旨

高等学校においては、全ての高校生が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図りつつ、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための「多様性への対応」を併せて進めることによって、高等学校教育の質の確保・向上を目指すことが求められる。

文部科学省においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月）」及び「教育再生実行会議第 10 次提言（平成 29 年 6 月）」等を踏まえ、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を目的として、「高校生のための学びの基礎診断」（以下、「基礎診断」という）を創設し、令和元年度より、民間事業者等より申請された測定ツールを認定している。本調査研究において、基礎診断等の円滑な運用・利活用の状況等を把握し、高等学校教育における PDCA サイクルの確立を促進する。

## 3. 事業の内容

基礎診断の制度については、令和 4 年度を目途に文部科学省において実施状況について検証を行い、その結果に基づき、新高等学校学習指導要領への対応等の必要な措置を講じることとしている。来年度以降の検証に向けて、高等学校等設置者がどのように基礎学力等の定着に取り組んでいるかの実態を把握する必要がある。

また、令和 2 年度に開催された「高校生のための学びの基礎診断」に関する有識者会議においては、授業改善を図るための PDCA サイクルの確立に向けた基礎診断の趣旨の徹底を図るための取組を推進することとされた。学びの基礎診断は、社会で自立するために必要な基礎学力について、多様な測定ツールを活用しながら生徒の学習状況を多面的に評価し、指導の工夫・充実を図っていくこと等を目的としており、その趣旨が実現されるよう、高等学校等の取組の好事例を横展開していく必要がある。

については、基礎学力の定着や学習意欲の喚起に向けた高等学校等設置者及び各高等学校等の取組状況について、調査を実施する。主な調査項目は以下のとおりとする。

### (1) 都道府県を対象とした調査

#### ① アンケート調査

- ・ 設置者としての基礎診断の推進状況（設置者の判断で所管する高等学校に全面的に導入している、設置者としては各高等学校に導入を委ねている等）
- ・ 設置者としての基礎診断の結果の活用方法（結果を基に教育振興基本計画等の基本方針の立案に取り組んでいる、人材配置や予算等学校支援の実施を行っている等）
- ・ 基礎学力等を把握するための設置者独自の取組（県独自で学力テストを作問し導入している、民間事業者の模試を導入している等）
- ・ 基礎学力等を把握するために各高等学校等が実施する取組に対する設置者の費用負担状

況（基礎診断や各高等学校等が導入する検定試験等について、費用を設置者が全額負担、設置者が一部負担、一部生徒の受験料のみ設置者が負担している等）

② ヒアリング調査

- ・設置者として基礎診断を戦略的に活用している教育委員会に対して、推進方策や活用方法の詳細
- ・基礎学力等を把握するための設置者独自の取組を行っている教育委員会に対して、取組の詳細

(2) 高等学校等を対象とした調査

① ヒアリング調査

- ・基礎診断の結果を活用し、授業改善につなげている高等学校等の例（学校全体の傾向を把握し指導計画の見直しを行っている、結果を学校経営の改善や教員指導に活用している、特定の教科の結果を踏まえ他教科の指導計画も見直している等）
- ・基礎診断の結果を生徒の学習の振り返りに活用している高等学校等の例（事業者から提供された結果を分析し生徒にフィードバックしている等）
- ・基礎学力等を把握するための設置者独自の取組を、授業改善や生徒の学習の振り返りに活用している高等学校等の例

#### 4. 中間報告書・成果物の提出

(1) 中間報告書

本調査の令和3年12月時点での途中経過を、同年12月17日（金）までに中間報告書として提出すること（電子媒体）。

(2) 成果物

本調査研究の実施に伴い作成した成果物を、事業完了（廃止等）報告書に添えて提出すること（A4版印刷物及び電子媒体 各1部）。調査研究が完了した日から10日を経過した日又は令和4年3月31日（木）のいずれか早い日までに納入する。

(3) 提出先

文部科学省初等中等教育局参事官付中高一貫教育支援係 E-mail : [koukou@mext.go.jp](mailto:koukou@mext.go.jp)

#### 5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

#### 6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

- (1) 事業期間：契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- (2) 事業規模：900万円程度
- (3) 採択予定件数：1件（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

#### 7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。審査終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

## 8. 参加表明書の提出

あらかじめ競争参加者の数を把握しておくため、本事業への企画提案の提出を希望する者は令和3年9月13日（月）17時までにE-mailにより参加表明書を提出すること。（様式は任意で提出先は9.（1）と同じ。）

## 9. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

### （1）提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省初等中等教育局参事官付中高一貫教育支援係  
TEL：03-5253-4111（代表）（内線：3482）  
E-mail：[koukou@mext.go.jp](mailto:koukou@mext.go.jp)

### （2）提出方法

- ① 企画提案書は、E-mailにより、9.（1）に記載の提出先までデータを送信すること。また、E-mailの送付後、9.（1）に記載の電話番号宛てにその旨電話をすること。
- ② メール の 件 名 及 び 添 付 フ ァ イ ル 名 は と も に 「（ 事 業 名 ） \_（ 法 人 名 ） 」 と す る こ と 。 ま た 、 添 付 フ ァ イ ル は 1 通 に ま と め て 送 信 す る こ と 。 た だ し 、 容 量 が 大 き く て ま と め ら れ な い 場 合 は 件 名 の 最 後 に 番 号 を 付 け て 複 数 回 に 分 け て 送 信 す る こ と が で き る 。
- ③ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

### （3）提出書類

- ① 企画提案書（様式1）
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③ 誓約書（様式1別紙）
- ④ 本件に関する事務連絡先（様式は任意）

### （4）提出期限

令和3年9月24日（金）17時必着（9.（2）①に記載の電話も期限内に行うこと）

※すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※E-mailについては、送信時に提出されたものとみなす。また、9.（2）①に記載の電話も提出期限内に行うこと。事故等による申請書類やメールの不達については、文部科学省は一切責任を負わないこととする。

※不備等がある場合でも、提出期限を過ぎてからの書類の提出及び差替えは一切認めない。

## 10. 誓約書の提出

- （1）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- （2）前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

## 11. 契約締結に関する取り決め

### （1）契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認められているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととな

るのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、採択後も双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費については、国は負担しないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めること。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

## 12. スケジュール

- (1) 審査：令和3年9月下旬頃
- (2) 採択決定：令和3年10月頃
- (3) 契約締結：令和3年11月頃

## 13. その他

- (1) 企画提案書等の作成・郵送費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の当該者のみが有利となるような質問については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。
- (6) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (7) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支出規定、見積書など）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・別紙（銀行口座情報）